

官報

号外 昭和二十二年十月二十六日

○第一回衆議院會議錄第四十九号

昭和二十二年十月二十五日(土曜日)
午後二時五十分開議

議事日程 第四十八号

昭和二十二年十月二十五日(土曜日)
午後一時開議

第一 医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

【参事朗読】

昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出) 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

財政及び金融委員会に付託

【朗読を省略した報告】

一、去る二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

裁判官及びその他の裁判所職員に限る法律

一、去る二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

裁判官彈劾法

最高裁判所裁判官国民審査法

裁判所法の一部を改正する等の法律

一、去る二十一日本院は衆議院議員荒畑勝三君、同島上善五郎君及び参議院議員原虎一君を明年三月三十一日まで中央労働委員会の委員に充てる

ことを議決し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十一日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十二年一般会計予算補正(第四号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第一号)

一、去る二十一日松平参議院議長から松岡議長宛、参議院は衆議院議員荒畑勝三君、同島上善五郎君及び参議院議員原虎一君を明年三月三十一日まで中央労働委員会の委員に充てる

ことが出来ることを議決した旨の通知書を受領した。

よつて本院は国会が右の通り議決した旨内閣に通知し、さらにその旨参議院に通知した。

一、去る二十一日松岡議長は、片山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

参議院事務官(経済企画本部建設局 内田 常雄 次長)

一、去る二十一日片山内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り命令があつた旨の通知を受領した。

通信事務官(通信省臨時法令審議委 山戸 利生 員会副会長)

第一回国会政府委員を命ずる(十月八日附)

一、常任委員の辞任に伴い、去る二十一日議長において、次の通り補欠指名した。

国土計画委員 鈴木 仙八君

一、昨二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

新炭給給調節特別会計法を改正する法律案

一、去る二十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

裁判官及びその他の裁判所職員に限る法律案

一、去る二十一日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十二年一般会計予算補正(第四号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第一号)

裁判所法の一部を改正する等の法律案

一、去る二十一日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、これを委任しなければなら

ない。但し、補欠の清算人を選任し、又は清算人を増員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することが出来る。

監督廳は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することが出来る。

第六條 清算人は、清算方法及び財産処分について、總會の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

第七條 監督廳は、医師会及び歯科医師会の清算の監督上必要があると認めるときは、清算事務及び財産の状況について清算人に報告を命じ、又は当該官吏員に検査をさせることが出来る。

監督廳は、前項の規定により当該官吏員に検査をさせるときは、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第八條 この法律に定めるものを除いては、医師会及び歯科医師会の解散及び清算に関するこの法律の規定の実施に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

裁判官彈劾法案
最高裁判所裁判官国民審査法案
○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
○議長(松岡駒吉君) 日程第一、医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案を議題といたします。委員長小野孝君の報告を求めます。厚生委員小野孝君。

第一章 總則
第一條 医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散に関する外置に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條 この法律において、医師会とは、日本医師会及び都道府県医師会、歯科医師会とは、日本歯科医師会及び都道府県歯科医師会をいう。

第二章 医師会及び歯科医師会の解散に關する外置
第三條 医師会及び歯科医師会は、これを解散する。

第四條 医師会及び歯科医師会は、清算の目的の範圍内においては、その清算の終了するまで、なお存続するものとみなす。
第五條 清算人は、医師会及び歯科医師会の各会長、副会長、事務理事又は理事のうちから、總會にお

いて、これを選任しなければなら

ない。但し、補欠の清算人を選任し、又は清算人を増員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することが出来る。

監督廳は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することが出来る。

第六條 清算人は、清算方法及び財産処分について、總會の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

第七條 監督廳は、医師会及び歯科医師会の清算の監督上必要があると認めるときは、清算事務及び財産の状況について清算人に報告を命じ、又は当該官吏員に検査をさせることが出来る。

監督廳は、前項の規定により当該官吏員に検査をさせるときは、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

行つてゐる医療事業を継続して行ふことができる。

第十二條 厚生大臣は、日本医療團の總裁、副總裁又は理事のうちから、清算人を選任しなければならない。

第十三條 清算人は、他の職業に従事してはならない。但し、厚生大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

清算人は、厚生大臣の認可を受けたときに限り、自己又は第三者のために日本医療團と取引をすることができない。この場合には、民法第八條の規定を適用しない。

第十四條 清算人は、厚生大臣の定める清算計画に従つて、清算を行ななければならない。

厚生大臣は、前項の清算計画を定めるに當つては、日本医療團清算監理委員会に諮問しなければならない。

厚生大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対して、清算に關して必要な事項を命ずることができ。

第十五條 政府は、國の行つ医療事業の用に供するため特に必要があるとき、政令の定めるところにより、日本医療團の所有する土地、建物その他の施設及び物件を他に優先して買取ることをできる。

前項の場合においては、厚生大臣は、その買取及び買収の條件に關して、日本医療團清算監理委員会に諮問しなければならない。

第十六條 残余財産は、拂い込んだ

出資金額の割合に應じて、これを出資者に分配しなければならない。

前項の規定により分配する財産の額は、各出資者につき、その者の拂い込んだ出資金額を超えてはならない。

前二項の規定の適用に當つては、國民医療法第三十三條の規定により病院、診療所等の設備を出資した者であつて、その設備の建設に當り國庫の補助を受けた者については、その拂い込んだ出資金額から當該國庫補助金額を控除した金額をその拂い込んだ出資金額とみなす。

第十七條 清算人は、残余財産の分配について、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第十八條 第十六條の規定により分配をした後において、残余財産に剰余を生じたときは、その剰余財産は、國庫に帰属する。

第十九條 第五條第一項但書及び第二項並びに第七條の規定は、日本医療團の清算に關しこれを適用する。但し第五條第二項及び第七條中「監督廳」とあるのは、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

第二十條 日本医療團の解散及び清算に關する登記には、登録税を賦課しない。

第二十一條 この法律に定めるものを除いては、第十一條の規定による事業の実施及び第十五條第一項の規定により政府の買い取つたものの上に存する担保の処理に關し必要な事項、日本医療團清算監理

委員会に關する規程その他日本医療團の解散及び清算に關するこの法律の規定の実施に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第四章 罰則

第二十二條 第七條(第十九條)において適用する場合を含むの規定による當該官吏、吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

附 則

第二十三條 この法律施行の期日は、各規定について、政令でこれを定める。

第二十四條 國民医療法の一部を次のように改正する。

第三章及び第五章の規定並びに第七十九條乃至第八十一條を削除する。

前項の規定施行前にした行為に對する罰則の適用並びに医師会、齒科医師会及び日本医療團の解散及び清算及び第十一條の規定による事業の実施に關しては、旧法は、同項の規定施行の後も、なおその効力を有する。

第二十五條 結核予防法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「日本医療團ノ結核療養所又ハ」を削る。

第二十六條 登録税法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二を削る。

ハ其ノ」を「恩給債券又ハ其ノ」に改める。

第十九條第七号中「日本医療團」及び「國民医療法」を削る。

第十九條第十八号中「住宅營團又ハ日本醫療團」又ハ住宅營團に改める。

第二十七條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ四ノ二を削る。

昭和二十二年十月十一日
參議院議長 松平恒雄
衆議院議長 松岡剛吉

第二十三條 この法律施行の期日は、各規定について、政令でこれを定める。

この法律は、昭和二十二年十月一日からこれを施行する。

医師会、齒科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案内閣提出、參議院送付に關する報告書

〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

〔小野孝君登壇〕

現在の医師会及び齒科医師会は、國民医療法に基いて強制的に設立されたものでありまして、いわゆる國策に協力することを目的としており、しかも、医師及び齒科医師はすべてその會員となることが強制されておるのである。終戦後の情勢の激変あるいは民主主義の原則等に照らして考えますと、このまま存続させることは適當でないばかりでなく、他方医師、齒科医師の側におきましては、民法に基く任意設立、任意加入を原則とする新しい医師会、齒科医師会を設立しようとの機運が熟してまいりましたので、この際現在の医師会、齒科医師会を解散いたし、また日本医療團につきましても、今日の情勢にそぐわないものがありますので、これまたこの際解散しようというのが本法案の趣旨であります。従つて本法案には、これらの團體の解散に伴う善後措置並びにその手續等が規定されております。

医師会及び齒科医師会については特に申し上げることもありませんが、日本医療團の解散に伴う善後措置について、一、二申し上げたいと存じます。

まず一として申し上げたいのは、医療團の清算に關する重要事項を審議したために、日本医療團清算監理委員会なるものが設置されるのでございまして、二といたしまして、医療團の施設で國が行つところの医療事業のため特に必要であるものは、政府が他に優先して買収することができると規定されております。三として、医療團の残余財産の分配でございますが、これは出資金額を限度とすることになつておりまして、その限度を超えてな

剰余がありまゝ場合は、その剰余金は國庫に帰属することになつております。なお法案の條文にはありませんが、政府の説明するところによりまゝれば、結核療養施設として適切な医療園の施設は、すでに本年四月一日をもつて國營に移管され、その他の一般医療施設については、医療制度審議会において審議の上、原則として國營または府縣營に移管されることに処理方針が決定されております。

以上のやうな法案でありますところから、政府に対する質疑も比較的少く、去る二十三日一日で審査を終了した次第であります。質疑内容を、二箇單に御報告申し上げます。

質問、医療園の經營は赤字になつてゐると聞くが、いかなる原因によるか。

答弁、医療園はこの二、三年赤字で、二十年度も約一千万円の損失であつた。その原因は、第一に未収入金が多いこと、第二に諸物價の高騰にかかわらず医療費の引上げが少かつた事情による。

質問、政府の優待買上げのため、旧所有者との間に摩擦を生じないか。

答弁、これは最後の手段を規定したものであつて、實際の運用にあたつては、できるだけ話し合いによつて納得させるつもりである。

質問、医療園所有の施設は旧所有者へ返還したらどうか。またその場合、賃渡し價格は元の買入價格によらねばならぬと思ふがどうか。

答弁、差支えない限り返還する。その價格については、諸般の事情を考慮して無理のないように定めた。

かくして審査を終り、討論を省略し

て採決いたしましたところ、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

――

兒童福祉法案(内閣提出)

○森三樹二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、兒童福祉法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 森君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

兒童福祉法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長小野孝君。

兒童福祉法案

兒童福祉法目次

第一章 總則

第一節 定義

第二節 兒童福祉委員會

第三節 兒童相談所

第四節 兒童相談所

第二章 福祉の措置及び保障

第三章 兒童福祉施設

第四節 費用

第五節 雜則

附則

兒童福祉法

第一章 總則

第一條 すべて國民は、兒童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。

すべて兒童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二條 國及び地方公共団体は、兒童の保護者とともに、兒童を心身ともに健やかに育成する責任を負ふ。

第三條 前二條に規定するところは、兒童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて兒童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第四條 この法律で、兒童とは、満十八歳に満たない者をいい、兒童を左のように分ける。

一 乳兒 満一歳に満たない者

二 幼兒 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第五條 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六條 この法律で、保護者とは、親権者(親権者のないときは、後見人とする。以下同じ)その他の者で、兒童を現に監護する者をいう。

第七條 この法律で、兒童福祉施設とは、助産施設、乳兒院、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、療育施設及び救護院とする。

第二節 兒童福祉委員會

第八條 兒童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央兒童福祉委員會及び地方兒童福祉委員會を置く。

地方兒童福祉委員會は、都道府縣ごとに、これを置く。

中央兒童福祉委員會は、厚生大臣の、地方兒童福祉委員會は、都道府縣知事の管理に属する。

中央兒童福祉委員會は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

地方兒童福祉委員會は、都道府縣知事の諮問に答え、又は関係行政廳に意見を具申することができる。

兒童福祉委員會は、特に必要があると認めるときは、関係行政廳に對し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第九條 中央兒童福祉委員會は、委員四十五人以内で、地方兒童福祉委員會は、委員二十人以内でこれを組織する。

兒童福祉委員會において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

中央兒童福祉委員會又は地方兒童福祉委員會の委員及び臨時委員は、關係行政廳の官吏又は吏員、

兒童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫、これを命ずる。

兒童福祉委員會に、委員の互選による委員長一人を置く。

第十條 この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長の職務その他兒童福祉委員會の運営に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 兒童委員

第十一條 都道府縣に、兒童委員を置く。

兒童委員は、兒童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。

兒童委員は、都道府縣知事の定める担当区域により、前項の職務を行う。

兒童委員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。

第十二條 前條第四項に規定する場合を除くの外、民生委員令による民生委員は、兒童委員に充てられるものとする。

前項の兒童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、第十一條第二項に規定する事項に關して、兒童委員に意見を述べることができ。

第十四條 この法律で定めるものの外、兒童委員の任用救級その他兒

認めるときは、第二十六條第一項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適當な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

この法律で定めるものの外、一時保護に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十三條 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。
一 不具奇形の児童を公衆の観覽に供する行為

二 児童にこじきさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
三 公衆の娯樂を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為

四 満十五歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所であつて、遊藝その他の演技を業務としてさせる行為

五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六 児童に淫行をさせる行為
七 前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引き誘ふ行為及び当該引渡し行為のなされる虞があるの情を知つて、他人を児童に引き誘ふ行為

第三章 児童福祉施設
第三十四條 國及び都道府縣は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の者は、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

都道府縣知事は、地方児童福祉委員會の意見を聞き、市町村に対し、児童福祉施設の設置を命ずることができる。

児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

第三十五條 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

第三十六條 乳児院は、乳児を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第三十七條 保育所は、日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第三十八條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを興えて、その健康を増進し、又は情操を陶冶するためにすることを目的とする施設とする。

第三十九條 養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを

養護することを目的とする施設とする。

第四十條 精神薄弱児童施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立生活に必要な知識技能を興えることを目的とする施設とする。

第四十一條 療育施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を興えて、その健康増進を図ることを目的とする施設又は身体機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を興えることを目的とする施設とする。

第四十二條 教養院は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教養することを目的とする施設とする。

第四十三條 厚生大臣は、中央児童福祉委員會の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない。

第四十四條 行政廳は、前條の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長に対して、必要な報告をさせ、当該官吏又は吏員に、実地につき監督させることができる。

行政廳は、児童福祉施設の設備又は運営が、前條の最低基準に達しないときは、その改善を命じ、又は児童福祉委員會の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第四十五條 児童福祉施設の長は、必要があるとき、入所した児童に対して、親権を行うことができる。但し、親権者のある

者の財産の管理については、この限りでない。

第四十六條 養護施設、精神薄弱児童施設及び療育施設に入所中の児童のうち、学校教育法第二十二條又は第三十九條の規定により就学させられるべき者に対する教育については、学校教育法の定めるところによる。

教養院の長は、在院中、学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた者に対し、小学校又は中学校の課程を修了したものと認定しなければならない。

前項の教科に関する事項については、学校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けなければならない。

前項の規定により、承認を受けた教養院の教科に関する事項については、文部大臣（國の設置する教養院以外の教養院については、學校教育法の規定による都道府縣監督廳）が、これを監督する。

第二項の規定による認定を受けた者は、學校教育法の規定による小学校又は中学校の課程を修了した者とみなす。

第四十七條 この法律で定めるものの外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 費用
第四十八條 左の各号に掲げる費用は、都道府縣の負担とする。
一 地方児童福祉委員會に要する費用

二 児童委員に要する費用
三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）
四 第十九條第四項の措置に要する費用

五 母子手帳に要する費用
六 都道府縣の設置する助産施設又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用

七 第二十六條の措置に要する費用（國の設置する乳児院、養護施設、精神薄弱児童施設、療育施設又は教養院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

八 一時保護に要する費用
九 児童相談所の設置並びに都道府縣の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第四十九條 左の各号に掲げる費用は、市町村の負担とする。
一 第二十二條及び第二十三條に規定する措置に要する費用（國及び都道府縣の設置する助産施設又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十條 國庫は、第四十八條第一号、第二号、第五号及び第九号並びに前條第二号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第四十八條第九号及び前條第二号の費用中、保育所及び療育施設の設備については、

二分の二乃至三分の一を補助する。但し、第四十八條第九号及び前條第二号の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについてはこの限りでない。

第五十一條 國庫は、前條に規定するものの外、第四十八條及び第四十九條に規定する地方公共團體の負担する費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の八を補助する。

第五十二條 都道府縣は、第四十九條第二号の費用に對して、政令の定めるところにより、その四分の一（保育所及び療育施設の設備については、三分の一乃至四分の一）を補助しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十三條 都道府縣は、第四十九條第一号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の一を補助しなければならない。

第五十四條 厚生大臣、都道府縣知事又は市町村長は、左の各号の一の費用を、期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長に

おいて、児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條、第二十三條又は第二十六條第一項第三号に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用
前項但書の場合において、市町村は、その費用の十分の一を負担しなければならない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第一項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分例により処分することができ

第五章 雜則

第五十五條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第五十六條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に

基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、行政廳は、同項の認可を取り消すことができる。

児童福祉施設であつて、この法律による認可を受けないもの又は前項の規定により認可を取り消されたものについては、行政廳は、児童福祉委員會の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができ

第五十七條 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、厚生大臣、都道府縣知事若しくは市町村長又は児童相談所長のなす処分に不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

第五十八條 第三十三條第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処する。

第三十三條第一号から第五号まで又は第七号の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一千万円以下の罰金に処する。

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

第五十九條 児童相談所において、児童の養育の鑑別に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを六箇月以下の懲役又は三千万円以下の罰金に処する。

第六十條 正当の理由なく、第二十八條の規定による当該吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附則

第六十一條 この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。

第六十二條 児童虐待防止法及び少年教護法は、これを廃止する。但し、これらの法律廃止前に、なした行為に關する罰則の適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。

第六十三條 児童虐待防止法第二條の規定により、都道府縣知事のなした処分は、これをこの法律中の各相当規定による措置とみなす。

第六十四條 この法律施行の際、現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護院及び職員養成施設とみなし、少年教護院に在院中の者は、これを第二十六條第一項第三号の規定により、教護院に入院させられた者とみなす。

第六十五條 少年教護法第二十四條第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受け

た少年教護院であつて、この法律施行の際、現に存するものは、第

四十六條第三項の規定により、教科に關する事項につき、学校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けたものとみなす。

第六十六條 この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設とみなす。

第六十七條 この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十四條及び前條の規定に該當しないものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存続することができる。

第六十八條 東京都の特別区のある区域においては、当分の間、第二十二條、第二十三條及び第五十四條第一項中特別区の区長とあるのは、「東京都知事」、第四十九條及び第五十四條第二項中特別区とあるのは、第四十九條第一号の規定に係るものについては、「東京都」と読み替へるものとする。

第六十九條 満十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六條の規定により、義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、第三十三條第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。

児童福祉法案内閣提出に關する報告書

〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

【小野澤君發端】

○小野澤君 たいい議題となりまし
た兒童福祉法案につきまして、厚生委
員会の審議の経過並びに結果について
御報告申し上げます。

本法案は九月十八日より本日午前五
時十回にわたつて委員会を開き、なおそ
の間の協議会を開きますこと数回、参議院
厚生委員会との合同打合せも行つて、終
始慎重に審議いたしましたのであります。

本法案は、消極的には、終戦後の社会
的混乱に伴つて著しい増加を見た乳兒、
浮浪兒等に対する緊急の措置をとり、欧
米諸國に比してきわめて高い乳兒死亡率
に準じて示されるような乳兒の保健状
態を改善するとともに、積極的には、
さらに進んですべての兒童につき、心
身ともに健康やかに生れ、かつ育成さ
れ、またひとしくその生活を保障され、
愛護され、もつてその福祉が増進さ
れることを企図しているものであつて、
單に従来の少年救護法及び兒童虐待
防止法を吸収したのみでなく、はる
かに大きな構想をもつ、兒童に関する
総合的法律案であります。

まず法案の内容を御説明申し上げます
と、本法案は、第二條に示しますよ
うに、「國及び地方公共団体は、兒童
の保護者とともに、兒童を心身ともに健
やかに育成する責任を負ふ。」という
原則に立つて組立てられておるのであ
ります。兒童の福祉を増進する機構
といたしましては、各家庭を訪問し
て現実に事情を処理していく、いわゆ
るゲース・ウオーカーとしての兒童委
員と、それから兒童問題全般について
相談に應ずるとともに、兒童の科学的
な鑑別を行つて、その福祉を増進させ

る措置に科学的な根拠を與えようとし
る兒童相談所と、それから助産施設、
乳兒院、保育所等八種類にわたる兒童
福祉施設と、この三つのものを有機的
に連關させ、なおその上に、兒童福祉
の事業全般にわたつて調査審議する機
關として、中央及び都道府縣に兒童福
祉委員会が設立されることになつてお
ります。

そこで、この兒童委員、兒童相談所、
兒童福祉施設について概略申し上げま
すと、兒童委員は、有給委員であるこ
ろの専門的な委員と、民生委員を兼
ねる名譽職である委員にわかれます。
兒童相談所は、都道府縣ごとに設置され
ます。次に福祉施設でありますが、こ
れは助産施設、乳兒院、保育所、兒童
厚生施設、養護施設、精神薄弱兒施
設、療育施設及び救護院の八種類であ
ります。國及び都道府縣は、法律上
これらの施設を設置しなければならな
い義務を負ひ、一方市町村及び民間團
体等は、行政廳の認可を得てこれらの
ものを設置することができることにな
つております。

兒童の福祉増進に関する機構は、概
略以上の通りであります。これに要
する費用については、その大部分のも
のについては、これを都道府縣の負担と
し、一部分のものについては市町村の
負担といたしまして、これら地方公共
団体負担の費用については、國庫より
それらの率によつて補助することに
なつております。

なお本法案は、兒童の福祉増進の見
地から、兒童の虐待防止に關しまし
て、刑法に對して特別法と見るべき若
干の條項を含んでおります。

次に、委員会における政府側との質
疑應答のおもなるものを御報告いたし
ます。

質問 刑罰法令に觸れるような少年
は少年法で取扱い、不良行爲をなす少
年はこの法律で取扱うことになつてお
るが、司法省關係の少年法と厚生省關
係の兒童福祉法とは一本にすべきでは
ないか。

答弁 できる限り一元化したいが、
從來の關係から早急に實現することが
できなかった。司法省改組の機会に考
慮したい。

質問 少年救護法、兒童虐待防止法
では十四歳以下の少年を対象としたの
に、本法では十八歳以下の少年を対象
としたのはなぜであるか。

答弁 終戦後の浮浪兒の状況から見
て、十八歳に引上げることを適當と考
えた。

質問 兒童の福祉増進は、母性の福
祉増進を離れては考えられない。本法
は母性の保護に欠けるところがあると
思うが、どうであるか。

答弁 妊産婦の保護指導等相當考慮
してあるつもりである。また兒童の福
祉の保護によつて、逆に母性の福祉も
また増進されると考えられる。

質問 戰爭未亡人はどのくらいある
か。またこれに對して特別の措置を考
えておるか。

答弁 戰爭未亡人は約三百萬人、そ
のうち救済を要するものは百万人ある
と推定されておるけれども、平等の原
則によつて、戰爭未亡人なるがゆゑに
特別の取扱ひは今日許されない。現状
にあつては、遺憾ながら生活保護法で
いくよりほかにしかたがない。

質問 民生委員は本來の職務に多忙
でもあり、また必ずしも兒童問題に明
白といふわけないから、これに兒童
委員を兼ねさせることは適當ではない
と思ふがいかに。

答弁 兒童の問題を處理するにも、
その家庭の实情を把握しておらなけれ
ばならぬ。その点では民生委員が一番
よく把握しておると思ふ。また、一つ
の家庭に民生委員や兒童委員がこもご
も出入りするようなことは好ましくな
いと思ふ。

質問 福祉施設の最低基準をきめる
ことになつておるが、どの程度のこと
を考へておるか。

答弁 兒童福祉委員會の意見を尊重
していきたい。なおこの点に關して
は、關係方面から資料も得ておるの
で、これを參考としてきめることとい
ふ。

質問 質疑應答は大略以上の通りであり
ますが、審議の進行に伴ひまして、委
員の間に相當修正意見が出てまいりま
した。そこで、數回にわたつて協
議会を開きました結果、これをとりま
とめまして、各派の共同提案の形で修
正案が提出いたされました。

今その修正のおもな点を申し上げます
と、まず第一点は、兒童福祉施設の中
に「母子寮」を加えたのであります。す
なわち、夫と父親を失つた母と子を
も保護して、もつて兒童の福祉を増
進させようという趣旨でございます。

このために、新たに二條を追加するこ
とにいたしました。

第二は、兒童委員は原案では、有給
の専門委員と民生委員を兼ねる名譽職
の者であります。この間に混亂を

生ずるおそれがありますので、有給の
委員の方は、これを兒童委員と呼ぶこ
とをやめまして、兒童福祉委員という名稱
に改めまして、しかも、なおその任用
につきましては一定の要件を附したの
でございます。これはきわめて重要な
職でありますから、他の部門から老朽
者等が轉職することがあつてはなら
ぬ、こういう趣旨のもとに、一定の要
件を附することとしたのであります。

なお、民生委員が兒童委員を兼ね
ることの可否につきましては、先ほど
も申しましたように相當協議されたこ
ろでありますし、またその点に關す
る修正についても若干の曲折があつた
のであります。結局、民生委員は全
部兒童委員を兼ねるといふ建案のもと
に、ただ本法案の実施を機會に現在の
民生委員は全部これを改選することに
いたしました。しかも、新しく選ばれる民
生委員は兒童委員としても適格者でな
ければならないといふことになつたし
まして、この民生委員が來年の四月一
日に總改選を行ふべきことと、民生委
員は兒童委員としても適格者でなけれ
ばならぬといふことを本法の附則に規
定いたしましたのであります。

次に第三は、乳兒の保健指導につき
ましては、助産婦も医師と同様にこれ
をなし得ることとしたのであります。

第四は、親権者が兒童を虐待いたし
ました場合に、原案によりまして、都
道府縣の知事は親権者の意思に反して
もその兒童を兒童福祉施設に送ること
ができるのであります。この点を修
正いたしました。そういう措置をとる
ためには、家事審判所の承認を得なけ
ればならないこととしたのであります。つ

まり、新憲法の保障いたしておりますところの人權尊重の趣旨から、その手続に慎重を期した次第であります。

第五点は、児童福祉施設において、児童を虐待してはならないということを明文化し、これに罰則を設けました。これまた人権尊重の趣旨であります。

第六点は、原案では当該児童が児童の住所などに立入つて必要な調査をすることができるとありますが、これを修正いたしました。当該児童というのを改めて、児童委員または児童の福祉に關する事務に従事する吏員というふうに限定いたしました。すなわち、これは警察吏その他の者が、このことに藉口して、みだりに家庭に立入ることを排除する精神でございます。

第七点は、原案において命令に關つてあつた部分が大部分あつたのでございますが、今日の情勢から、命令に關することはなるべくこれを避けて、法律自体をもつて規定し得ることは、あくまでも法律をもつて規定するといふ趣旨から、相当修正を加へまして、この点からだけでも四箇條にわたつて修正することになつたのでございます。なお、本法案の施行期日につきましても、原案では命令をもつて定めることになつておりましたが、この点も修正いたしました。本法案の一部については明年の一月一日から、他の部分については四月一日から施行することを明らかに書いた次第であります。

修正案の概要は以上の通りであります。右の修正に伴う技術的の修正その他小な修正が相当ありまして、原案は六十九箇條より、成つております

が、修正の結果、七十二箇條と相なつた次第でございます。

かくして審議を終りましたので、本日前の委員会において討論に入り、社会党を代表して田中松月君、民主党を代表して武田キヨさん、自由党を代表して藤原孝君、國民協同党を代表して野本吉吉君、いずれも修正可決に賛成いたしました。次いで採決に入り、まず各派共同提案の修正案について採決いたしましたところ、全会一致でこれに賛成いたしました。次いで、修正部分を除いた原案の他の部分について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつてこれに賛成いたしました。すなわち、児童福祉法案は全会一致で修正可決すべきものと決した次第でございます。

なお、本法案の修正案はもとに廣範圍にわたつておりますために、條文の整理等に十分の時間があるまいので、修正議決の結果整理を要するものがあるいはあるかとも思いますので、これらの整理につきましても、これを議長に一任することとしたといふと考へる次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

めです。よつてその通り決しました。

通信員に關する緊急質問 (赤松勇君提出)

○森三樹二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、赤松勇君提出、通信員に關する緊急質問、小川半次君提出、全通集國欠勤行為に關する緊急質問、倉石忠雄君提出、通信員に關する緊急質問、岡及比徳田球一君提出、通信員に關する緊急質問を逐次許可せられんことを要します。

○議長(松岡駒吉君) 森君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

通信員に關する緊急質問を許可いたします。赤松勇君。

○赤松勇君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、通信員に關する緊急質問を行いたいと思ひますが、この緊急質問の關連事項であり、かつ前提をなしますと思はれますので、この際、わが党の労働組合に対する当面の基本的態度を明確にしておきたいと思ひのであります。

まず、現下の客觀的情勢から考えまして、今日の日本の労働組合運動はきつめて制約された條件のもとに置かれておるといふことを、第一に私どもは明瞭に認識しなければならぬと思ひのであります。従ひまして、そういう認識の上に立ちますならば、労働組合の自主性はあくまでもこれを確保いたしまして、同時にその一切の要求ある

は要求貫徹の手段に關しましては、これを平和的手段を通じて合理的に解決しなければならぬというのが、私どもの根本的な考え方であるのであります。

また今日、この困難なる條件のもとに置かれております日本の労働運動に對しまして、あわよくばその條件を利用いたしまして、労働組合運動全体を御用組合化あるいは弱体化をねらふ反動勢力があるといふことも、われわれは考えなければならぬと思ひのであります。(拍手)すなわち、一部の反動勢力はきつめて反動的な労働組合を結成いたしまして、この労働組合を基盤として、日本の労働組合運動の反動化をねらつておるといふことは、おおうこのできない現実の事実であります。

われわれは、こういうふうなあらゆる悪條件のもとにおいて、日本の労働運動がきつめて堅実な、しかも現下の客觀的情勢に對應するきつめて屈伸性のある方法をもつて自己の要求が合理的に貫徹されるように努力しなければならぬと思ひます。

さらに私どもは、今日の、否、今日の日本の情勢の帰結といたしまして、しかも、敗戦國家のその基礎的な経済的基盤であります生産を復興するといふ任務は、もはや資本家、どもの能力においてこれを再建するといふことは断じて不可能であるといふことも、また明瞭に認識しなければならぬと思ひのであります。すなわち、今日のこの困難なる生産復興の戦いは、労働階級の能力にまたずんば断じて不可能である。従ひまして、一部の反動勢力が、この労働階級の今日課せられてお

りまする重大な任務に對しまして、一面労働者と農民と、さらに多くの小ブルジョア層との積極的な結合、すなわち日本の民主革命を促進させ、日本の生産復興を行ひまする主体勢力をばらばらに分散させまする、農民あるいは小ブルジョア層を反動勢力に結合せんとし虎視眈眈をねらつておることにも、またわれわれは注意の目を向けなければならぬと思ひのであります。そういう意味からいひますならば、今日の労働階級は、これらの反動勢力に對抗いたしまして、あくまでも働く農民あるいは廣汎なる小ブルジョア層を自己の側に引きつけるために、みずからの階級的な成果を遂げなければならぬ。すなわち、みずからが日本のあらゆる機会及び機關を通じて、みずからの力で日本の國を復興させるという重大な任務を達成しなければならぬのであります。

私どもは、こういうふうな重大な任務を担當してあります日本の労働階級のこの困難なる立場に對しましては、深甚なる同情を表すると同時に、今日この敗戦國家におきまして、非常に困難なる食糧事情のもとにおきまして、なおかつ黙々とあの石炭の増産に、あるいは鉄鋼の増産に、あるいは紡績工場において、あらゆる工場において、黙々と生産闘争を續けておられます多くの労働大衆に對しまして、われわれは深甚なる敬意と同情の意を表するにやぶさかではないのであります。従つて、そういう意味から申しまして、一切の反動勢力の労働組合の御用組合化あるいは弱体化の傾向と戦つて同時に、健全なる労働組合運動をして、

また日本の生産復興競争をば、この階級の能力において達成させるために、わが日本社会党は全力をあげて戦わんとすることをば、この機会に明白にしておきたいと思ふ次第であります。

(拍手)

さて、現下の労働不安の社会的背景であります。この現下の労働不安の社会的背景に對しては、これをどう認識するかといふことにつきまして、それ／＼対策が與つてくると思ふのであります。私は全国各地の工場をまわりました。多くの労働組合の諸君に接して得ました一つの結論は、日本の労働者大衆、日本の労働者大衆は、決して名目賃金や貨幣賃金の引上げを希望してゐるのではないのである。今日の労働大衆が自己の胸に内包してゐますその共通の要求は、日給三四でもよいのだ、月收百円でもよいのだ、それによつて自分の妻子が餓死しない程度に——特別にやみ屋のようにぜいたくな生活は要求しませんが、生活の不安がなくて、また最小限度の生活が保障されて、全力を生産の向上に集中できるような体制を欲してゐるのであります。

私もば、そういう意味から申しまして、片山内閣がつくりましたいわゆる物價安定政策といふものは、これをわれ／＼は無條件に肯定し、かつこれを支持するものであります。昭和九年十一月の六十五倍の物價体系をつくりまして、その千八百円賃金ベースをば原價計算の中に入れてたのであります。そこで問題になります。これは、政府はしば／＼言明いたした通り、いかにやみ資材を買つて、やみ製品をつくらせてこれをやみに流す場合に

おきましては、そういう形の賃金の値上げを認めるわけにはいかないが、しかしながら、その懸念の合理化とまた労働者のその能力において生産されたものに對しては、これを当然公平なる賃金という形において公平なる分配をなすべきであり、またそういう形において標準賃金が出ましても、これは決してインフレーションの原因にはならないといふことをば、再三再四説明しております。

ここで私は政府に聴きたいことは、この中には二つの問題が潜んでゐる。一つは、現場におきまして、すなわち工場経営におきまして、その労働者諸君は、自己の能力において生産をあげ、そしてそこに利潤が生れ、これを賃金として要求することができ、それが官公労働者におきましては、それができ得ないのであります。従つて官公労働者におきましては、政府は、たとえば物の支給にいたしては、あるいはその生活補助にいたしては、一休どまりの形においてそれを行ふのであるか、この点を私は聴きたいと思ふのであります。

なおまた今日の官公労働者の中には、きわめてその給與体系におきまして多くの矛盾が含まれてゐる。國鉄と申しまして、國鉄の中には事務系統の人もあれば、あるいは工機部もしくは機関部というより重労働に類する人々もあるものであります。従いまして、これを画一的な賃金給與体系にするといふことは、もとよりこれは多くの矛盾をはらんでゐる。殊に今日のようにインフレが激化したしまして、やみが横行しております現在の社会情勢のもとにおいては、その生活する地区地

区の條件において、非常に大きな生活條件のプラス、マイナスが生れてくるのであります。従つて、そういう地域差に對するところの賃金給與体系に對しては、これまで政府はこれに對するところの再検討をば行ふ必要があると思ふのであります。

殊に過ぐる八月八日、私が經濟安定本部に質問をいたしました際に、勤勞所得税を減らすという言葉を聞いたのであります。先日も発表されました勤勞所得税のあの基礎控除の減免に對しては、なにかつわ／＼は不十分であると思つてゐるのであります。これは品川の三共製薬の一つの例であります。品川の三共製薬におきましては、六千四百五十四円の平均月収入に對しては、すなわち税金として二千三百円とられ、その割合は三・三五％といふことに相なつております。こういうような、しかも現在の勤勞所得税は、その累進の率におきまして、多くの——先日も石炭國營の問題に關連して同僚議員である岡田奉夫君が質問をいたしましたように、多くの矛盾を含んでゐる。働けば働くほどだん／＼税金が殖えてまいりまして、今日の生産向上に對しては、生産意欲の向上を阻害してゐる、そういう事実が随所に現れてゐる。従つて、勤勞所得税に對しては、政府はもと／＼これを減免するか、あるいは具体的な方法を講ずることによつて、この勤勞大衆に對する課税の減免について具体的な努力及びその決意を表明していただきたいと思ふのであります。(通信省をつかぬか)と呼ぶ者あり(通信省はこれか)らる。

十月一日の労働委員会におきまして、わが党の辻委員が、私が先ほど申しました点を指摘いたしまして、勤勞所得税の減免に對する政府の所信を聴きました際に、和田安本長官は、働けば働くほどかえつて税金となることは、働く人々に對してそれが大きな負担になる、そこで、能率給と累進税との間に調和をとりたいと思ふ、この問題は物價・賃金の全面的な計画を立てなければならぬが、さしあたり重要産業についてそれを考へておる。辻委員の、その点具体化しておるかという質問に對しては、和田長官は、目下立案中であると説明をされておるのであります。さういふこの機会を通じては、一体政府はどの程度考へておるか、またその立案の内容は何であるかといふことにつきまして、これを明白にしたいと思ふのであります。

要するに私は、以上申し上げました諸点から精簡いたしまして、政府に對して、要約して次のような質問をし、かつ明確なる御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

まず、一部に行われております集團欠勤問題です。これを争議行為とみなすかどうかといふこと、これが第一点。第二点は、官公職員の地域別の実績給與についてどうなつておるか。第三点は、新物價体系確立後におけるところのインフレの進行状況はいかか。第四点といつたしましては、千八百円賃金水準に關するところの引上げを拒絶する政府の方針は、インフレ阻止を労働者の犠牲において実施してゐるという所信があります。これに對する政府の所信

いかに。その次には、千八百円基準生計費に労働者を考慮してないようであるが、労働者配分を受ける業種の賃金は千八百円以上になるではないか。次には、政府は労働用物資確保のため、労働用物資對策中央協議会の構成に労働者を参加せしめ、これを民主的に運用するといふ意思があるかどうか。さらに物價決定に際しては、労働者代表を参加せしめる意思があるかどうか。その次には、ただいま申し上げました勤勞所得税に關する政府の所信。その次に、賃金の裏づけとなるべき労働用物資の配給の現況及びその対策について、具体的に労働大衆が協力し得るそのポイントを開陳するために、この際これを明らかにしてもらいたいと思ふのであります。次に、この点を明白にする場合には、先ほど申しましたように、特に官公労働者に對する物資の供給の対策につきまして、労働大衆が安心し得るような方策をこの機会に明らかにしたいと思ふのであります。

私は今日のあの集團欠勤に對しては、もちろん合法的な機關を通じて合理的に解決しなければならぬといふ考え方をもちてゐることは、先ほど申し上げた通りであります。しかしながら、今日多くの資本家連中がすでに生産復興に關する能力を失ひ、また多くのやみブローカーが横行してゐますうちに、彈配・欠配に悩まながら、多くの妻子を抱へて今日職場工場において、生産復興のために、國家再建のために悲壯なる努力を拂ひ、かつ協力してゐる多くの勤勞大衆があるといふことを、政府はしつかり認識いたしまして、これに對する具体

的な方策を、この問題を通じて明白にされんことを希望いたします。私の通信従業員に対する緊急質問を終りたいと思います。(拍手)

○國務大臣(米澤嘉武雄) 赤松さんの御質問にお答えします。たいへん多岐にわたる御質問でございますので、労働大臣に関する点のみをお答えいたします。実は第一の御質問と第二の御質問は、大蔵当局からお答えすることが一番適切であると思つてございまして、本日はどなたもお見えになつておられないのであります。それで第三の点から答えします。

千八百水増上げを拒絶する政府の方針は、インフレ阻止を労働者の犠牲において実施してゐるというがいかん、大体こういう御質問だと思つてございまして、これは御質問をされた赤松さん自身が今の御演説の中で仰せられたように、今日名目賃金をいくらか上げても、インフレを止め、やみを減減しない限り、それは実質的に賃金の引上げにならずして、その翌日からはまた物價が上つてまいりまして、物價が上ればまた賃金の引上げ再要求が起るので、結局賃金と物價とは悪循環を重ねていくだけで、決して労働者の生活は安定しないのでございまして、従つて、政府が千八百円ベースを堅持する意味は、この新しく改訂された物價において物價の安定をはかり、そしてインフレを阻止するというために、その標準としての名目賃金をきめたのでございまして、実質賃金を引上げる方策としては、政府としましては、後ほどお答えする勤勞所得税の

基礎控除額を引上げるとか、あるいは労働者に配給する配米あるいは労働川物資において今日の傾斜生産重点主義の配給を改めて、名目賃金と最低生活費とのギャップを埋めるための配給制度の改正をしたいという考えを、労働省はもつておるのでございまして、労働省はこれはまだ閣議において決定を見ない状態にあるのでございまして。(発言する者あり) 大体において私としては、千八百円ベースを堅持する意味においては、単に名目賃金を引上げても、それは決して実質的に労働者の生活のよくなるということとは、徳田君もすでに御承知のことと思つております。(拍手、笑聲)

以上、第一点について御説明を終ります。その次の質問は、政府は労働用物資獲得のために、労働用物資対策中央協議会の構成に労働者を参加せしめて、これを民主的に運用する意思があるか、さらに物價安定に對しては、労働者の代表を参加せしむる意思はあるか、というお尋ねであつたと思つてございまして、これは経済安定本部長官からお答えするのが順序だと思つてございまして、これもお見えにならぬようですが、私からお答えします。今日中央協議会の委員は五十名ばかりであります。労働者の代表する者が五名はつております。もちろん、これは不足であると思つて、政府としましては、これを増員する考えてございまして、その次の御質問は、勤勞所得税軽減並びに撤廃に對してどう考へるか、こういう御質問だつたと思つてござい

まするが、この点も、大蔵当局が持ちませんが、先ほどから御説明申し上げた通り、労働者をして満足せしめないことはわれわれは承知しておりますが、基礎控除を七月にさかのぼつて百四十二円引上げるとを大體閣議できまして、目下税制改革の処置をとつて國會へ提出するつもりで準備中とございします。もちろん、これは労働者の希望には合わないかもしれせんけれども、國の手算の収入のうち相當のウェイトを占めてゐる勤勞所得税を全廢するといふことは、その代りその財源が見つからない限り財政上不可能であると私は考へるのでございまして、この点は、いづれ大蔵當局から説明があると思つてございします。

労働用物資配給の見透のについて、先ほど答へした通りでございまして、官公廳に對する物資の配給につきましても、先ほど傾斜生産重点主義を改めて千八百円名目賃金と最低生活費とのギャップを埋めると申し上げた場合と言つた通りでございまして。以上、簡單ですが、答へを終ります。(拍手)

○國務大臣(三木武夫) だいたいの赤松君の御質問に對しまして、この機会に通信従業員の今日までの集團欠動に關する経過並びに現在の状態を御報告申し上げたいと思つてます。

全通本部は、松江市における臨時全國大会の決議をもちまして、七月十日に、次に申し上げるような要求書を通信大臣に提出いたしてまいりました。

一、全従業員に住宅を與へよ。
一、全従業員に制服を支給せよ。
一、結核資金を全従業員平均月収六箇月分支給せよ。
一、大蔵省預金部中通信省関係資金運用権を通信省に移管せよ。
一、特定局制度撤廃を促進せよ。

この要求に加えて、一月より六月に至る赤字補給のため、生活補給金として本人二千円、家族千円を支給せよ。それに八月における長野縣訪問市の中央委員會の決議をもつて、通勤費を全額支給せよ。この問題を中心として、全通本部と通信當局との間に折衝を続けておつたのであります。通信省の回答を不満なりとして、九月二十六日に中央労働委員會に提訴いたしましたわけでありまして、これが現在通信従業員の基本的な問題に對して、この提訴に基いて調停の手續中にあるわけでありまして、

ところが、一方諏訪市における中央委員會の決議に基いて地域闘争を展開するといふその線に沿つて、各地方別に大體この線に沿つた要求を出してまいりまして、その要求を貫徹するため、ただいま提訴をいたしておる地方の支部が相當に上つております。たとえば大阪地協、東京中央地協、兵庫地協、京都地協、神奈川地協、静岡郵便局支部、こういう地方の支部は、おのの大同小異の要求を掲げて提訴いたしておるわけでありまして、その中において、今回問題になつております東京中央地協は、東京の丸の内と日本橋と京橋、この地域を合んでおる郵便関係の組合でありまして、組合員も一万一千を擁しております。ただこの地域は、地域は小範圍ではありますけれども、丸の内には中央郵便局あり、中央電信局あり、中央電話局あり、日本の通信機關の中核の官場、この三つの大きな機關がありまして、ゆえに、日本の通信機能の上において最も重大なる影響をもつておるわけでありまして、この東京中央地協がやはり要求を提出いたしまして、東京通信局との間に折衝をいたしてまいりました。その回答を不満なりとして、東京の都勞委に對して提訴いたしてまいりましたわけでありまして、大體全通本部の要求と同じような性質のものであります。ただ生活補給金を、全通の本部は本人二千円、家族千円と言つておるのを、東京中央地協は二箇月分の俸給という形に出しておるのと、労働加配米の問題に關しておる点が多少違つておりますが、大體同性質のものであります。この東京中央地協が都勞委にかかると提訴をしても、都勞委がこういう問題を地域的な問題として解決することができないわけでありまして、中勞委に移されて、目下これも調停の手續中にあるわけでありまして、しかしながら、全通よりもこれは早く提訴いたして、九月六日に提訴を受けられておりますから、すでに十月五日に爭議権を獲得いたしておるわけでありまして、そして、その間調停委員は、なるべく平和的に解決しようと、ただいまも努力をされております。その調停の途中において、十月十六日だつたと思つて、調停委員長の本

給と地域的な最低賃金を確保せよ。
一、電気通信事業を民主的に一元化せよ。
一、全従業員に住宅を與へよ。
一、全従業員に制服を支給せよ。
一、結核資金を全従業員平均月収六箇月分支給せよ。
一、大蔵省預金部中通信省関係資金運用権を通信省に移管せよ。
一、特定局制度撤廃を促進せよ。

本の通作模範といふものがある。なるものといふことは、断じて看過するところではない事実であります。(拍手)
殊に官紀の維持と公僕精神の発揮が、新しい時代における公務員に強
國民から期待されております今日、
今日のごとき大量の集團欠勤という
のが、健全なる社会念慮に上正当なり
は政府は考えない次第であります(拍
手)かかる行動に對しましては、

固として今回の争議というものが正しく、
でないと見解のもとに、政府とい
たしましては、これに對しての処分を、
正當ならざる争議という見解のもと
に、政府の警告が出て以來職場に復期
した者に對しては寛大な処置をとりま
すけれども、政府の意圖を傳達して、
職場に帰るようという政府の警告を
知つて、なおかつ職場離脱を行う者に
對しては、断固処分をいたす決意をい
たした次第であります。(拍手)かくのご
とき決意をいたさなければ、日本の勞
働組合の明日を健全に發達させること
もできなければ、あるいはまた日本の
労働組合運動の健全なる發達を通じて
民主的な日本を建設しようとする今日
の日本の理想にも合致いたしませんが
ために、こゝういふ処置をとつた次第で
あります。

しかしながら……
〔發言するものあり〕
○副議長(田中嘉彦君) 靜肅に願いま
す。

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

〔發言するものあり〕

○副議長(田中嘉彦君) 靜肅に願いま
す。

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

○國務大臣(三木武夫君)(續) 一面に
おきましては、通信従業員の生活の環境
が今日非常に困難な状態にあるという
ことは、これを率直に認め、そうして
この従業員の生活を改善するために
は、われわれが今後あらゆる努力をい
たさなければならぬし、そゝういふ総合
的な政策については、政府も近くこれ
を發表する機会があることと存じま
す。われわれは、一方において断固た
る決意をするけれども、一方におい
て、現在生活に苦しんでおる従業員の
生活の改善に對しては、徹底的な施策
を検討するという努力を惜しむもので
はないのであります。ここに御報告を

このまま放置されることが許されない
事態に立至つておるのであります。

すでに第一回政府説明のごとく、政
府は努めて寛大な措置をとることを発
表し、職場につくことを促したにもか
かわらず、その後事態がますます悪化
しつつあるのではありませんか、政府にお
いては、事ここに至るまでにこれを防止
する対策がなかつたのであるか。この
点、通信大臣からその責任を伺いた
いのであります。

なお本問題の發生には、政府におい
ても当然責任があるものであります。こ
の朝日新聞社説にも述べておるご
とく、今回の事件は、これを官吏服務
紀律や労働法をたてにして警告を発し
ただけで、たやすく解決する問題では
ないのであります。官公吏に千八百
円基準賃金の維持を希望し、服務紀律
の嚴守を要求するならば、その裏づけ
として、千八百円基準賃金に均衡する
やみ物價の下落の対策が立てられる
か、あるいは主食、副食物の完全配給
が實現されなければならぬのであり
ます。賃金のみを千八百円基準にスト
ップさせて、やみ物價の上昇を防ぎ得
ない政府の弱點に労働者の不安があ
り、そこに今回のごとき事態の發生す
る原因があるものであります。

過般和田安本長官は、千八百ベー
スでも十一月からは黒字になると公言し
たにもかかわらず、今日に至るも、その
言葉は信頼する方向には進んでおらな
いのであつて、かえつてやみ物價は上
昇の傾向にあるのであります。新公定
價格は、昭和九年ないし十一年基準の
六十五倍には上つたにもかかわら
ず、賃金の上昇率はわずかに二十七倍

にストップされておる。この不合理な
点を質した際、和田安本長官は、日本
の現在の生産が戦前基準年次に比べて
半分以下つておるからだと答へられた
のであります。が、生産面に携わる労働
者に對しては、この言葉が當るものであ
りますが、生産面とは関係のない官公吏
の労働者には、納得がいかなないのであ
ります。

もちろん、官公吏の間にも能率の低
下しておることは事実であります。が、
官公吏の賃金を上昇させた一つは、こ
の外にないと思ふのであります。新マル
公と賃金の均衡のとれない原因は、生
産面に對しては生産の低下であり、
官公吏の場合においては過剰人員で
あると言へるのであります。政府にお
いては、近き將來一大行政整理を断
行すると聞くのであります。これは、
再突であるのか、もし事実であれば、こ
れは西尾國務大臣にお伺ひしたいので
あります。

今日労働者の生活が窮迫の状態にあ
ることについては、われわれはもちろ
ん同情を惜しまないものであります。が、
今回の全通労働組合員のとらるる
行動に對しては、もちろん組合員自体
反省されなければならぬと同時に、
政府においても、今後再びこうした問
題が發生しないように、官公吏吏員の
最低生活を保障しなければならぬので
あります。

なお私は、この際わが党の立場から、
労働組合のあり方について一言したい
のであります。わが民主黨は、労働者
の爭議権はこれを率直に認めるもので
あります。しかしながら、國民全体の
ため、かつまた労働者自身のため
に、日本の復興といふことをまず第一

に考慮しなければならぬのでありま
す。權利とともに義務を、自己ととも
に他人を、不合理よりも合理的なもの
を、不規律よりも秩序を、少數の強欲
よりも多數者の意見を、そうして公共
の利益を最もよく尊重する労働組合こ
そ、日本再建の原動力なりと言わなけ
ればなりません。(拍手)またかかる行
動をとることが、労働組合の眞の正し
いあり方であると思ふのであります。

特に國家復興の途上においては、労働
も資本もともに尊重され、かつ協力的
でなければならぬと思ふのでありま
す。

しかるに、労働組合の一部指導者の
中には、労働のみを重んじ、資本や経
営を輕視する思想が流れておるのであ
ります。おおよそ人間の社会生活におい
て、ひとり労働のみが絶對的の意義を
もつものでもなく、かつまた同時に、
ひとり資本のみが絶對的の意義を有す
るものでもないものであります。労働
も資本もともに社会経済組織の根本的
要素であるのであつて、これを確認す
ることによつて日本の産業の復興があ
ると思ふのであります。かかる本
問題を現状のままに放置したならば、
國家の復興はとうてい望まれず、國民
はゼネストの脅威にひとしい無言の圧
力を感じるものであります。殊にこの問
題を今にして防止しなければ、今後各
種の公益事業にも及ばんとする傾向に
あるものであります。政府においては、
今後起らんとするこれらの公益事業の
爭議を防止する対策ありや、その見解
を伺ひたいのであります。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 小川君にお
答へをいたしますが、小川君の御指摘
になりましたごとく、官公吏従業員の生
活が非常に苦しいといふことは、これ
はまつたくその通りであります。私
たち通信従業員も非常に恵まれぬ立場

にあるのであります。これに對しは、むしろ今日のやうな困難な國情のもとにおいてでありますから、從業員が満足する状態にいろいろ給與の條件がなうというわけにはいきません。從業員にも國全体のこの客観的な情勢をよく認識してもらつて、そこに我慢をしてもらわなければならぬ部分が非常に多いわけでありまして、今日の國情において許される最大限に、いろいろの方法を通じて給與の点を考えてきた次第でありますし、今後この点については留意をしなければならぬと思ひます。

また今回の全通從業員の中央地協の問題につきましては、この通信機關が國民生活の神髓中核的な役割をしておりますがために、現在國民が休職をしておるやうに非常な迷惑をかける次第でありますから、何とかして事前にこの事態を防ぎたいと、私も数回全通の本部の土橋委員長その他執行部の代表者には中央郵便局の代表者にも会つて、いろいろ事態に至らないやうな努力はいたしましたが、遂にこのやうな状態になつたことは遺憾であります。私としては、これを防止するため、できる限りの努力をいたしたのであります。事態がここに至つたことは非常に遺憾に存じます。お答えをいたします。(拍手)

(國務大臣西尾末廣君登壇)

○國務大臣(西尾末廣君) 小川君の御質問の趣旨は、民衆にありましては能率をあげるということによつて自己の賃金収入を多くするやうな途が開かれておるが、官の從業員においてはさういふ途がないのであるから、何かさういふことについて行政整理等のことについて考へがあるかどうかという御質問と承つたのであります。現内閣発足直後、經濟緊急對策を發表いたしました。そのうちにも、きわめて漠然とした形ではありますけれども、

も、企業經營を合理化するやうな必要のある場合には、まず官が率先してやるといふ趣旨が述べられておるのであります。現在の日本の民間企業を見ましても、そこには企業の内情において事實は失業救済が行われておる実情であります。すなわち、たとえば百人で仕事ができるやうなところに、いろいろな事情のために百二十人、三十人がおるといふのでありますから、その企業企業の内情で事實は失業問題を解決しておるといふ状態でありまして、將來の日本の經濟の發展のためには、これは何とか解決しなければならぬ。すなわち、企業の合理化問題が當然必要になつてくると思つております。それに併せて、一面また國民全体の認識において、今日官吏の数が多過ぎるといふことも、またこれ間違ひのない事實であります。そこで、官吏の能率をあげるやうなことは、百人でやつておつた仕事を八十人でやるといふことによつて能率が上がるのでありますから、さういふ意味において、官吏のまた行政整理といふことも、いさゝか必要になつてくるかと思つております。

そのためにはどういふ措置が必要であるかと申しますと、たとえば、これをある資本家的な方法でやりますならば、それは官のきりつばなしといふことになるのであります。しかしながら現内閣におきましては、一面において整理せられたものの生活の途をどうして立てるかといふことに對する十分な用意がともに行われるのでなければならぬと考へるのであります。このことは、一にかかつて日本の經濟の長期

計画と併せてこの問題が考へられるのでありまして、政府におきましては、この問題について今確たる決定はありませんけれども、この問題については今後十分に考慮するつもりであります。(拍手)

通信從業員に関する緊急質問(倉石忠雄君提出)

○副議長(田中隆盛君) 通信從業員に関する緊急質問を許可いたします。倉石忠雄君。

〔倉石忠雄君登壇〕
○倉石忠雄君 私は、ただいま問題になつております通信從業員の大衆集國欠動に關して、政府の御所見を伺いたいと思つております。

今行われておりますこの争議は、報造機關にあまり詳らかに報道せられませんが、國民はかえつて非常に疑心暗鬼を生じて、はなはだしく不安に陥つておるのであります。先ほど通信大臣の御報告によりまして、松江大会後組合から提出せられたる要求が未だ妥結に至らない間に、全日本の通信網の心臓部門とも言うべき中央地協、すなわち中央郵便局および中央電信局においては、御承知のごときわ

めて計画的な大規模な放逐が行われて、ために小包は滞荷の山をなすのみならず、通信機關はまったく麻痺状態に陥つておるのであります。今やわが國は、全國民をあげて經濟再建に邁進せなければならぬといふ言われておる今日であるにかかわらず、その最も重要な通信機關がかくのごとき状態に至つては、どうして經濟の再建などを考へることができましよう

か。このたびの通信サボによる一般國民の迷惑はもろんのことでありまして、けれども、殊に金融機關などは、爲替の決済が遲延することによつて非常なる混亂を來しておるといふことを、政府當局は知つておられるのであります。よか。近く講和條約をできる限り早く締結せしめんとする意を寄せられつつある連合軍司令部に對しても、私も國民の一人として、まことに汗顔の至りに堪えないのであります。

そこで私は、總理大臣にお尋ねをいたしたのであります。政府はどうか、いふやうに考へておいでになるでございましょうか。今日のこの問題になつておる争議の論争の中心は、やはり從業員の生活苦といふことであります。そこで、しばしば問題になつておりますがごとく、いわゆる千八百円ベースといふものは、あくまでもこれを固持される御決心であるかどうか。

先ほど來のお話を承つておりますと、労働大臣及び同僚議員の間に行われまして質問應答によつても了解せられるのであります。おそろく千八百円ベースをきめられたそのゆえんのものは、その裏づけとして適切な皆無、またいわゆるやみの撲滅による流通秩序の確保といふことによつて勤労者の賃金金の引上げといふ裏づけがなかつたならば、千八百円ベースといふものは空想に過ぎないものであります。しかるに、事實上今日の状態を見まされ、それに頼ることあたはずといふことになつた今日において、なおかつこの千八百円ベースを確保せんとする政府は、どういふお考え、どういふ見通しのもとにこれを確保しておられるのか。

であるか、私はこの点に對する政府の御所見を承りたいのであります。そも、この千八百円ベースが考へられるに至りました経緯は、いわゆる經濟白書に十一月四日黒字説といふものがあつた。これが私は根本的な錯覺の根源であると思つて、米穀労働大臣は聲を勵まして、われわれの同僚川崎君の質疑に對してかやうに言われた。政府は種々なる研究のもとに十一月四日黒字説を出したのであるが、もし實際においてこれが裏切られた場合において、政府は政治上の責任を考へておると言われた。いかなる表現の方法によつて、この政治上の責任を政府はおとりになるお考えであるか。

第二は、このたびの全通争議に對しては、私も、その背景に思想的バックありと見るものであります。昨年の争議形態は、集中的であり、きわめて画一的であつたやうでありますけれども、このごろ行われております争議は、地方分散的の争議方法ともいえるのであつて、共産黨の諸君が分散争議を指令したと傳へられてゐるのと、きわめてこの点に對して符合するのであります。政府はこれに對していかなる観測を下しておられるか。

第三は、現在わが國における労働運動の潮流として、産別系と労働組合系があることは、おわかりの通りであります。これに對して政府は、これを統一して指導せらるるお考えをもつておられないか。殊に今日産別系の背景には、共産黨の諸君が指導しておられると言われているのであります。このたびの争議にこの思想的バックありといふことの確證を得たときにおいて、政府はいかなる処置をとらるるお考えであるか。

第四としては、本議会の開会勢頭において、片山總理大臣はその施政方針

して重大な事態に至らないように、組合が統制ある行動をとられんことを要請いたしましたわけであります。ところが掃りましてから、中央電信局の人たちをみな説いて、今日中央電信局は正常な状態であることを訂正いたしました。おきます。

今お話の中に爲替の決済のお話がありました。御承知のごとく特殊の郵便

かような結果にもなるわけでありまして、これは今後臨時雇——あるいは戦場復讐をされた場合に、第一番にこういふ特殊な郵便物を処理いたしまして、この郵便物の停滞による影響をできるだけ一日も早く解消をいたしたいと考えてあります。

次に、千八百円ペースの問題であります。千八百円ペースによる貸金では、生活が非常に苦しいことは申すまでも、

でもないのです。御承知の通り、この機会に通信従業員の給与状況について御報告をしておきたいと思ひます。御承知のように、千八百円ベースと御承知の平均の給料でありまして、最高の人と最低の人との間には相当な開きのあることは御承知のことと思ひますが、念のためにここに数字をあげてみますと、選賃従業員の最高の場合、家族四人で本俸が千五百円あります。御承知のよ

地とわかれておりますが、特地の場合
には、千六百百円のペースで四千十二
百、それが千八百円になつてまいりま
すと、これがまた二百円増加するわけ
でありますから、これを月額に割り振
りますと、一番最高の人で四千四百二
十、甲地では一番最高の人で四千四百
四、乙地では三千六百三十九、丙地では
三千二百六十五、これが最高給の人
であります。低い方の例を申し上げます

と、最低では、独身者の千八百円の差額支給を月割に計算してみますと、特等地が千四百十八円、甲地が千五十一

The χ^2 test results are shown in Table 1. The results indicate that the null hypothesis of no significant difference between the observed and expected frequencies is rejected at the 0.05 level of significance for all three variables. This suggests that there is a significant association between the variables and the categories.

西尾君は政府におられるからよく知つておられるであらうが、單に、このの生産者のサポータージュニアというものではない。生産者だけの罪ではない。金融資本家の罪であると同様に、政府の計画経済に根本的な欠陥

